



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年8月14日金曜日 第2091号

### ◇ 目次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則... 755

### 告 示

特約業者の指定の取消し..... 757

指定自立支援医療機関の指定..... 757

医師の指定..... 757

指定医師の所在地の変更..... 758

指定医師の辞退の届出..... 758

指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更..... 758

指定障害福祉サービス事業の廃止..... 759

指定自立支援医療機関の辞退..... 759

指定障害者支援施設の指定..... 759

指定障害者支援施設の指定の辞退..... 759

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）..... 760

肥料登録有効期間の更新（2件）..... 761

解除予定保安林..... 761

漁業の免許..... 761

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 761

土地改良区役員の就退任の届出..... 762

道路の供用開始（一般国道317号）..... 762

建設業者の許可の取消し..... 762

開発行為に関する工事の完了..... 763

道路の区域変更（県道宿毛津島線）..... 763

道路の供用開始（ " ）..... 763

落札者等の告示..... 763

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第48号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年8月14日

愛媛県知事 加戸守行

#### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
<b>別表第1（第2条関係）</b>						<b>別表第1（第2条関係）</b>					
生活福祉資金（長期生活支援資金、離職者支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金を除く。）の貸付基準						生活福祉資金（長期生活支援資金、離職者支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金を除く。）の貸付基準					
(1) 貸付対象						(1) 貸付対象					
1～3 省略						1～3 省略					
4 自立支援対応資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯であつて、 <u>自立支援プラン</u> （セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する自立支援プランをいう。）に <u>基づき継続的な支援を受けるものとする。</u>						4 自立支援対応資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯のうち <u>自立生活サポート事業</u> （セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する自立生活サポート事業をいう。）に <u>おける自立支援プラン対象世帯</u> とする。					
(2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間						(2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間					
貸付金の種類	対象経費	区 分	限度額	償還期間 (据置期間を除く。)	据置期間	貸付金の種類	対象経費	区 分	限度額	償還期間 (据置期間を除く。)	据置期間
1						1					

省略					
2	(1) 省略				
福祉資金	(2) 障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費	1,700,000円以内	8年以内	同上	
	(3) 障害者が自動車運転免許を取得した場合であつて、当該障害者自らが運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜若しくは社会参加の促進を図るために運転する自動車の購入を行うのに必要な経費	2,500,000円以内	省略		
	(4) 省略				
3 ~ 7	省略				

(3)~(5) 省略

(6) 償還金の支払猶予

借受人が次のいずれかに該当する場合には、借受人の申請に基づき借受人に対し償還金の支払を猶予することができる。この場合において、猶予された期間に係る貸付金の利子は、徴収しないものとする。

(一) 省略

(二) 修学資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより入学又は修学をした者が第2号の表修学資金の項対象経費の欄に規定する高等学校、大学 \_\_\_\_\_ 又は高等専門学校に就学している場合

(7)・(8) 省略

(9) 連帯保証人

1 資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人1人以上を立てるものとする。

省略					
2	(1) 省略				
福祉資金	(2) 障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費	1,200,000円以内	6年以内	同上	
	(3) 障害者が自動車運転免許を取得した場合であつて、当該障害者自らが運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜若しくは社会参加の促進を図るために運転する自動車の購入を行うのに必要な経費	2,000,000円以内	省略		
	(4) 省略				
3 ~ 7	省略				

(3)~(5) 省略

(6) 償還金の支払猶予

借受人が次のいずれかに該当する場合には、借受人の申請に基づき借受人に対し償還金の支払を猶予することができる。この場合において、猶予された期間に係る貸付金の利子は、徴収しないものとする。

(一) 省略

(二) 修学資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより入学又は修学をした者が第2号の表修学資金の項備考の欄 \_\_\_\_\_ に規定する高等学校、大学 (短期大学を含む。) 又は高等専門学校に就学している場合

(7)・(8) 省略

(9) 連帯保証人

1 資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人1人以上を立てるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 更生資金の技能習得費、福祉資金の福祉費の支度費又は修学資金を貸し付ける場合において、就職し、知識若しくは技能を習得し、又は就学する者が借受人となり、生計中心者が連帯債務を負担する借受人(以下「連帯借受人」という。)として加わつたとき。

イ 子供等とは別世帯である高齢者世帯に対し資金を貸し付

2 1にかかわらず、連帯債務を負担する借受人（以下「連帯借受人」という。）がいるときは、原則として連帯保証人を必要としない。ただし、社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が特に必要と認める場合は、連帯保証人を立てるものとする。

3 1及び2ただし書にかかわらず、緊急小口資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を必要としない。

**別表第2（第2条関係）**

長期生活支援資金の貸付基準

(1)～(8) 省略

(9) 土地の再評価

1 社協会長 \_\_\_\_\_ は、単位期間ごとに本件土地の再評価を行うものとする。

2・3 省略

(10)～(14) 省略

ける場合において、高齢者が借受人となり、子供等が連帯借受人として加わつたとき。

2 1 \_\_\_\_\_ にかかわらず、緊急小口資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を必要としない。

**別表第2（第2条関係）**

長期生活支援資金の貸付基準

(1)～(8) 省略

(9) 土地の再評価

1 社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）は、単位期間ごとに本件土地の再評価を行うものとする。

2・3 省略

(10)～(14) 省略

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則別表第1第1号、第2号及び第9号の規定は、平成21年4月1日以後に貸付決定される更生資金、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金及び自立支援対応資金について適用し、同日前に貸付決定された更生資金、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金及び自立支援対応資金については、なお従前の例による。

**告 示**

**○愛媛県告示第1046号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成21年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
有限会社石橋重商店 代表取締役 石橋 重義	西条市大町小川193番地4	平成21年 7月28日

**○愛媛県告示第1047号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
コスモ薬局道後店	松山市道後町二丁目1-6	有限会社コスモフィールド	精神通院医療（薬局）	平成21年 8月1日
旭調剤薬局桑原店	松山市桑原四丁目8番8号	有限会社旭調剤薬局	精神通院医療（薬局）	平成21年 8月1日
なぎさ薬局	八幡浜市産業通6番27号	有限会社渚薬局	精神通院医療（薬局）	平成21年 8月1日
ひのき調剤薬局	八幡浜市松谷1028-1	有限会社薬寿	精神通院医療（薬局）	平成21年 8月1日
よつば薬局東若宮店	大洲市東若宮16番2	よつばメディカルサービス株式会社	精神通院医療（薬局）	平成21年 8月1日

**○愛媛県告示第1048号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成21年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
視 覚 障 害	眼 科	よりみつ眼科	依 光 明 生	八幡浜市1460 - 8	平成 21年 8月 1日
聴覚・平衡・音声・言語・そし やく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	能 田 淳 平	東温市志津川	"
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人滴水会吉野 病院	新 谷 泰 成	今治市末広町 1 - 5 - 5	"
腎臓・ぼうこう又は直腸機能障 害	泌 尿 器 科	山 中 医 院	山 中 望	宇和島市広小路 1 - 31	"
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人北辰会まな べ病院	竹 内 一 人	西条市氷見丙477	"

○愛媛県告示第1049号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
仁志川 高 雄	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町 4 - 5 - 5	医療法人滴水会吉野病院	今治市末広町 1 - 5 - 5	平成 4年 4月 1日
武 田 定 典	武 田 脳 神 経 外 科	今治市南高下町 3 - 814 - 4	武 田 脳 神 経 外 科	今治市南高下町 3 - 2 - 10	平成21年 6月26日
西 田 雅 宏	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町 1 - 1	市 立 大 洲 病 院	大洲市西大洲甲570	平成21年 7月 1日
戒 能 幸 一	宇 和 島 市 立 吉 田 病 院	宇和島市吉田町北小路甲217	大洲ななほしくりニック	大洲市東若宮16 - 2	平成21年 7月 7日

○愛媛県告示第1050号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視 覚 障 害	眼 科	市立大洲病院	圓 尾 浩 久	大洲市西大洲甲570	平成 21年 6月30日
"	"	"	圓 尾 容 子	"	"

○愛媛県告示第1051号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810300222	有限会社ライズ	宇和島市別当2丁目4-1	富 永 綾	居宅介護	ヘルパーステーションこころ	宇和島市佐伯町1-1-13	宇和島市別当2丁目4-1	平成20年 6月16日
3810300222	有限会社ライズ	宇和島市別当2丁目4-1	富 永 綾	重度訪問介護	ヘルパーステーションこころ	宇和島市佐伯町1-1-13	宇和島市別当2丁目4-1	平成20年 6月16日

○愛媛県告示第1052号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300263	株式会社アコンプリシ	松山市天山3丁目12番10号	末 廣 昌 典	居宅介護	訪問介護ステーション笑歩会	宇和島市保田甲983番地5	平成21年 5月1日
3810300263	株式会社アコンプリシ	松山市天山3丁目12番10号	末 廣 昌 典	重度訪問介護	訪問介護ステーション笑歩会	宇和島市保田甲983番地5	平成21年 5月1日

○愛媛県告示第1053号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
なぎさ薬局	八幡浜市産業通6-27	有限会社清薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成21年 8月1日
ひのき調剤薬局	八幡浜市松谷1028-1	有限会社薬寿	薬局（育成医療・更生医療）	平成21年 8月1日
よつば薬局東若宮店	大洲市東若宮16-2	よつばメディカルサービス株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成21年 8月1日

○愛媛県告示第1054号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	辞退年月日
エビスヤ薬局重信店	平成21年 5月30日

喜光地薬局	平成21年 6月 9日
千葉薬局	平成21年 7月31日

○愛媛県告示第1055号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	指定障害者支援施設			指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設 置 の 場 所	入所定員	
3810101448	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	生活介護	みどり園	松山市津吉町155番地	80	平成21年 7月1日
3810101448	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	施設入所支援	みどり園	松山市津吉町155番地	50	平成21年 7月1日

○愛媛県告示第1056号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞 退 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設置の場所	
3810100374	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	旧知的障害者更生施設支援(入所)	みどり園	松山市津吉町155番地	平成21年 7月1日
3810101083	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	旧知的障害者更生施設支援(通所)	みどり園	松山市津吉町155番地	平成21年 7月1日

## ○愛媛県告示第1057号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フジグラン重信・ダイキE X重信	東温市野田三丁目1番13号 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか37者	株式会社フジほか41者	平成19年 12月1日 ほか	平成21年 7月28日

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1058号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変 更 する 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フジグラン重信・ダイキE X重信	東温市野田三丁目1番13号 外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	23箇所	24箇所	平成21年 7月29日	平成21年 7月28日

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1059号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成24年8月4日	愛媛県第1237号	混合有機質肥料	宇和混合有機1号	窒素全量 5.5 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成24年8月4日	愛媛県第1238号	混合有機質肥料	宇和混合有機特号	窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成24年8月4日	愛媛県第1239号	混合有機質肥料	粒状宇和混合有機特号	窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成24年8月15日	愛媛県第1254号	混合有機質肥料	本ほかし	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第1062号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき平成21年8月1日次のように区画漁業を免許した。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇特区第348号	宇和島市築地町二丁目6番23号 うわうみ漁業協同組合	平成21年3月24日付け愛媛県告示第401号のとおり	平成21年8月1日から平成26年3月31日まで
宇特区第349号	"	"	"

○愛媛県告示第1063号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

					項は、公定規格のとおり
--	--	--	--	--	-------------

○愛媛県告示第1060号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年8月15日	愛媛県第1253号	副産石灰肥料	粒状てん炉さい	アルカリ分 43.0 く溶性土 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農 高知県高知市萩町1丁目9番48号

○愛媛県告示第1061号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所  
今治市菊間町松尾401の2、447の2、448の2、476の2、477の2
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
農道用地とするため

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年 8月14日

三島川之江港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

代表者 四国中央市長 井原 巧

四国中央市三島宮川3丁目4番15号

2 埋立区域

(1) 位置

3 - 4 工区

四国中央市三島中央1丁目字陣屋1930番57から同市三島中央1丁目字陣屋1930番6を経て同市三島中央1丁目字中ノ丁番外532番6に至る間の地先公有水面

(2) 区域

3 - 4 工区

次の各地点のうち21の地点から23の地点までを順次に結んだ線、23の地点と15の地点を結ぶ平成8年の秋分の満潮位(D.L.+3.66メートル)における公有水面と陸地との境界線、15の地点から14の地点までを順次に結んだ線及び14の地点と21の地点を結ぶ平成8年の秋分の満潮位(D.L.+3.66メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(四国中央市三島宮川4丁目八幡池四等三角点)は、北緯33度58分50秒7299、東経133度32分57秒8209の地点

21の地点は、基点から真北302度21分49秒782.95メートルの地点

22の地点は、21の地点から真北14度52分18秒31.57メートルの地点

23の地点は、22の地点から真北333度37分22秒102.91メー

ルの地点

15の地点は、基点から真北308度23分25秒892.60メートルの地点

12の地点は、15の地点から真北359度36分18秒45.28メートルの地点

13の地点は、12の地点から真北130度02分27秒22.83メートルの地点

14の地点は、13の地点から真北140度20分21秒97.79メートルの地点

(3) 面積

3 - 4 工区 6,655.36平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年3月13日 愛媛県指令8港第548号

4 しゅん功認可年月日

平成21年8月14日

○愛媛県告示第1064号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市神戸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年8月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 川 富 男	西条市中野甲481番地

○愛媛県告示第1065号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	今治市玉川町大野字スサキ甲148番6から 今治市玉川町大野字江マヘ甲40番2地先まで	平成21年8月14日

○愛媛県告示第1066号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-19)第14976号	平成19年4月17日	平成道路(株)	松山 秀男	松山市竹原4-10-51	平成21年7月1日	土木事業 とび・土工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般-19)第10649号	平成19年9月28日	(有)二伸産業	西岡 勝也	伊予市中山町佐礼谷丙1174-1	平成21年7月9日	塗装工事業	建設業の廃止(一部)
(般-17)第10002号	平成17年11月27日	由委工業(株)	月原 登	松山市久米窪田町167-1	平成21年7月16日	管工事業	建設業の廃止



(般 - 18)第646号	平成19年 3月10日	(株)中野建築設計事務所	中野 志郎	松山市福角町乙570	平成21年 7月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第11927号	平成17年 6月3日	(有)山清総建	山田 尚輝	伊予郡松前町大字中川原 642 - 3	平成21年 7月31日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 20)第15364号	平成20年 7月22日	(有)新光通信	井ノ口悦子	松山市余戸中5 - 2 - 4	平成21年 7月31日	電気通信工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1067号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 8月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第22号 平成21年 8月4日	東温市田窪字大坪1066番1	東温市田窪字大坪1404番地 横 山 千 晶

○愛媛県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内2488番地先から 同町御内2388番まで	旧	メートル 3.5～10.6	キロメートル 0.190	
			新	5.6～55.5	0.190	

○愛媛県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内2488番地先から 同町御内2388番まで	平成21年 8月14日

○愛媛県告示第1070号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入 札 公 告 日
電子計算機（ホストコンピュータ） の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成21年 7月31日	NECキャピタルソリ ューション株式会社四 国支店 香川県高松市中野町29 番2号	5,785,500円 （月額）	一般競争入札	平成21年 6月19日
電子計算機（サーバー等）の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成21年 7月31日	NECキャピタルソリ ューション株式会社四 国支店 香川県高松市中野町29 番2号	532,749円 （月額）	一般競争入札	平成21年 6月19日